

令和7年4月 25 日

第7期委員会発足に当たっての談話
～ 更なる公益活動の活性化に向けて ～

- 本年4月から、新しい公益法人制度が施行されるとともに、第7期目となる公益認定等委員会が発足いたしました。
- 委員会の発足に当たり、改めて公益認定等委員会のミッションを「公益法人による民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること」として見据え、今後の委員会活動を進めてまいり所存です。
- 民間公益活動を一層活性化させていく上では、「公益活動の担い手の増加」、「公益法人の新たな事業展開・挑戦の増進」、「公益法人に対する信頼の確保」、「公益法人への認知や支援(寄附等)の増大」などが重要な課題です。
- このため、委員会では、昨年12月に策定された「新公益認定等ガイドライン」における「基本的考え方」に基づき、
 - ① 公益認定や変更認定について、事前より事後のチェックを重視するとの考えの下で、法令で定められた認定基準に適合するか否かに基づいた迅速な審査
 - ② 法人の自律的なガバナンスの尊重を前提としつつ、ガバナンスの機能不全や重大な認定法違反に対する果敢な監督
 - ③ 公益法人への社会の認知を高め、寄附等の支援の増加につながる広報を進めてまいります。
- これらの多面的な取組に当たって、鍵となるのが「透明性」の向上だと考えています。
 - ・ 認定審査に要する期間に関する情報
 - ・ 認定・監督の事例、その他法人運営上の参考となる事例
 - ・ 公益法人の活動状況に関する情報などについて積極的な情報発信・広報を行い、「わかりやすい公益行政」を進めてまいります。
公益法人を始めとする関係各位との「対話」を、重視してまいります。
- 新たな制度の下、委員会としても新たな挑戦を進めてまいりますので、ご理解とご支援のほど、お願い申し上げます。

公益認定等委員会 委員長 清水新一郎